

# 登園許可届

社会福祉法人 打越保育園

この書類は医師の診察の結果、以下の感染症に当てはまる時に < 保護者 > が記入し、切り取らずこの用紙のまま登園の際に保育士に渡してください。

感染症名	潜伏期(日)	感染力のある期間	※ 登園停止期間
溶連菌感染症	2～5	抗菌薬内服後24時間が経過するまで	抗菌薬内服後24～48時間経過するまで ※また治療の継続が条件
マイコプラズマ肺炎	7～28	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後、数日間	発熱や激しい咳が治まるまで
手足口病	3～6	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれるようになるまで
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	4～14	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の食事がとれるようになるまで
ヘルパンギーナ	3～6	急性期の数日間(便の中に1カ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれるようになるまで
RSウイルス感染症	4～6	通常3～8日間(乳児3～4週間)呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し全身状態が良くなるまで
帯状疱疹	不定	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化するまで
突発性発疹	約10	感染力は弱い、発熱中は感染力が強い	解熱後、1日以上経過し機嫌がよく全身状態が良くなるまで
伝染性紅班 (リンゴ病)	4～14	風邪症状から顔に発疹が出現するまで	発疹が出現する頃には、感染力が消失するため、全身状態が良くなるまで
伝染性膿痂疹 (とびひ)	2～10 長期の場合もある	効果的治療開始後24時間が経過するまで	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること

インフルエンザも登園許可届が必要な感染症ですが、インフルエンザ専用の登園許可書が別途ありますのでそちらに記入をお願いします。

組 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

病名 \_\_\_\_\_ 発病月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

登園停止期間が過ぎましたので \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) より登園します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 通院された医療機関名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)